指名停止措置状況

【建設工事等】

No.	業　者　名	登録代理人	住　　所	指名停止の期間	指名停止の理由
1	パナソニックEWエンジニアリング株式会社	東京本部	東京都港区東新橋１－５－１	R7.4.16　～　R7.6.15	当該業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、主任技術者等として工事現場に配置していたことが確認された。 このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められ、地方整備局から建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令を受けたため。
2	パナソニック産機システムズ株式会社	空調事業本部	東京都墨田区押上１－１－２	R7.4.16　～　R7.6.15	当該業者は、資格要件を満たさない者を主任技術者等として工事現場に配置していたことが確認された。 このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められ、地方整備局から建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令を受けたため。
3	新明和工業株式会社	①産機システム事業部環境システム本部営業部 ②流体事業部営業本部関東支店	①東京都台東区上野7－12－14 ②埼玉県さいたま市北区宮原町２－41－12	R7.4.16　～　R7.8.15	機械式駐車装置の設置工事に関し、連絡を取り合って供給予定者を決定し、それ以外の者は供給予定者が供給できるように協力する調整を行うなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。
4	日興サービス株式会社	本店	埼玉県戸田市笹目北町14番地19	R7.6.3　～　R7.8.2	令和6年2月27日、同社本社工場長は、同社所在の同工場の労働者の安全管理等を行うべきところ、必要な措置を講じなかったことにより、同社本社工場内において、同社社員の操縦するフォークリフトが横転し、当該社員が同フォークリフトに下敷きになり、死亡する事故が発生した。 この事故につき、令和7年2月25日、当該業者が労働安全衛生法違反によりさいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
5	丸和工業株式会社	本店	埼玉県北本市宮内5－351	R7.6.6　～　R7.7.5	令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。 この件につき、同社及び同社使用人は、令和6年11月12日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
6				～	